

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関する必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和5年12月15日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和6年度元気すこやか健診受診券等作成及び封入封かん等業務
(2) 物品・委託役務管理番号	180500099
(3) 物品委託役務内容	元気すこやか健診の受診券等の作成、印字及び封入封かん等を行うもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和6年6月28日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	受注者が所管する作業場で発注者に届け出た場所
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11) 契約種別	複数単価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	印刷・看板>電算入出力・印字等処理
イ	法令等による登録等	次のいずれか ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」という。）からプライバシーマークの付与を受けていること。 ・JIPDECから認定を受けた認証機関による情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得していること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- 入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第4号）によらず、本公告において定める様式「複数単価契約入札書（令和5年12月15日公告・令和6年度元気すこやか健診受診券等作成及び封入封かん等業務）」とする。
- 消費税に係る課税事業者にあっては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない1銭（0.01円）以上の額とし、有効桁数は小数第2位とする。また、単価の欄の記載金額を契約単価とする。
- 消費税に係る免税事業者にあっては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の110分の100に相当する1銭（0.01円）以上の額とし、有効桁数は小数第2位とする。ただし、当該金額の10パーセントに相当する額（当該額に小数第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額を契約単価とする。
- 「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を記載するものとする。
- 「入札金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載するものとする。
- 上記（1）～（5）によらない入札書は、その入札を無効とする。

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所・留 意 事 項
ア 公告日	令和5年12月15日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和5年12月15日～令和6年1月11日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：有
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和5年12月15日～令和5年12月22日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 健康福祉部 医療保健課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0936 / ファックス番号 082-422-2416 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和5年12月27日～令和6年1月11日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和6年1月9日～令和6年1月10日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和6年1月11日 午前10時20分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

（1）提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

（2）提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

（3）提出期限

（4）提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

（5）その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係

東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）

電話番号 082-420-0930

ファックス番号 082-431-0077

令和6年度元気すこやか健診受診券等作成及び封入封かん等業務仕様書

- 1 業務名
令和6年度元気すこやか健診受診券等作成及び封入封かん等業務
- 2 業務内容
令和6年度元気すこやか健診受診券、手引き、封筒及び個人情報保護シール（以下「受診券等」という。）を送付するに当たり、受診券等の様式を作成するとともに、発注者が貸与する印字データ等を基に、受診券等の印字・封入・封かんを行い、成果品として発注者に納品するもの。
- 3 契約期間
契約締結日の翌日から令和6年6月28日まで
- 4 履行場所
受注者が所管する作業場で発注者に届け出た場所
- 5 成果品納入場所
東広島市健康福祉部医療保健課及び東広島市内の郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局
- 6 準拠する法令等
個人情報の保護に関する法律
東広島市契約規則
個人情報保護取扱特記事項
業務委託契約約款
その他関係法令

7 業務詳細

(1) 受診券等様式作成作業

①成果物

項目番号	品名 (履行区分)	規格・仕様	原稿	作成部数
1	元気すこやか 健診受診券	<ul style="list-style-type: none"> ● A3（縦サイズは12インチサイズでも可） ● 両面1枚 ● ミシン目入り（ミシン目の本数等については、双方協議の上で決定する） ● 白色110kg ● 表4色（フルカラー）裏2色刷り ● 集団健診申込ハガキ付（料金受取人払承認番号、郵便事業用バーコード有り） 	契約締結後、紙原稿又はPDFにより提供する。原稿をベースに発注者と協議を行い、校正原稿を決定する。ただし、料金受取人払郵便物用カスタマバーコード及び掲載文の一部については、電子データをメールで提供する。	123,000枚
2	手引き	<ul style="list-style-type: none"> ● A3 ● 両面2枚 ● 2色刷り ● 白色55kg ● A3用紙2枚を長辺が2等分になるように二つ折り（ホチキス留めや製本等はしない、新聞形式。）にし、三つ折りにする。※ページ番号有り。 	契約締結後、電子データをメールで提供する。原稿をベースに発注者と協議を行い、校正原稿を決定する。	123,000セット
3	発送用封筒	<ul style="list-style-type: none"> ● 定型 ● 窓開き ● 区内特別 ● 白色用紙 ● 2色刷り ● 透かし防止処理（窓開き部分除く。） 	契約締結後、電子データをメールで提供する。原稿をベースに発注者と協議を行い、校正原稿を決定する。	123,000枚
4	個人情報保護 シール	● 紺色の背景に、白抜きで「集団健診申込ハガキを送る際は、この個人情報保護	契約締結後、紙原稿で提供する。紙原稿をベ	123,000枚

		<p>シールをご利用ください」の文字を入れる。</p> <p>●ハガキ裏面の個人情報部分が隠れる大きさ（例：15cm×9cm）</p>	<p>ースに双方で協議を行い、校正原稿を決定する。</p>	
--	--	---	-------------------------------	--

※原稿の印刷位置やレイアウト等、多少の調整は可能とする。その際は、双方協議の上で、決定する。

- ②校正 全て3回までとする。ただし、最終校正後であっても、制度改正等によりやむを得ず文面を変更する必要が生じた場合は、双方協議の上で、原稿の微修正を行い、校正回数を変更することがある。
- ③その他仕様
- ・項番1～4は、別途、イメージ見本を参照し、このイメージで作成する。その際、字体、フォント及び濃淡については、ユニバーサルデザインに準拠すること。
 - ・項番1～3は、業務完了後、印刷データをPDFで電子記録媒体にて提出すること。
 - ・（1）受診券等様式作成作業及び（2）個人情報印刷作業は、別工程とせず、同時にあっても良い。（この場合は、印字に用いなかった残余帳票分は、業務終了後に印字のない帳票として提出すること。）
 - ・個人情報保護シールは、ハガキに記載の文字が透けないように調整すること。

（2）個人情報印字作業

①作業内容

（1）－①－1で作成した受診券に発注者から提供する個人情報を、発注者が指定する用紙に印字するためのプログラム開発を受注者で行い、印字する。

②個人情報の受け渡し

個人情報は、発注者から受注者が用意したUSBメモリに格納し、受注者に貸与する方法を基本とするが、総合行政ネットワーク（LGWAN）上でのファイル転送サービスなどを受注者が保有している場合、当該サービスを利用したデータ収受も可能とする。

※USBメモリは、次の規格を満たすものとする。

- ・自動暗号化機能があること
- ・パスワード機能があること

USBメモリは、正副2部作成し、それぞれに暗号化をするものとする。また、USBメモリは、4の履行場所において施錠できる金庫等で保管し、業務利用以外で持ち出しつつはならない。当該USBメモリの受け渡し時は、受注者は発注者に借用書（別紙1）を提出するものとする。

データの複製は必要最小限とし、当該業務以外で利用してはならない。受注者は、受領したデータの利用が終了した際は、復元不可能な処理を施した上で、データを廃棄することとする。また、廃棄後、発注者に対してデータ内容、廃棄した年月日、廃棄方法等を発注者に通知するものとする。

LGWAN-ASPを用いたファイル転送サービス等（以下「サービス」という。）によりデータを収受する際、暗号化処理やパスワード設定等、セキュリティ機能を確認し、発注者との協議の上、収受時のセキュリティ措置の内容を決定し明示する。なお、送付データは暗号化処理を施した上で、サービスにアップロードをするものとする。データの複製は必要最小限とし、当該業務以外で利用してはならない。受注者は、受領したデータの利用が終了した際は、復元不可能な処理を施した上で、データを廃棄することとする。また、廃棄後、発注者に対してデータ内容、廃棄した年月日及び廃棄方法を通知するものとする。

③個人情報の記録形式

個人情報は、CSV形式（カンマ区切り）で貸与する。

※レコード数は、概ね123,000レコード（1人1行）。

④文字コード及び外字データ

発注者から貸与する個人情報の文字コードは「UNI-CODE UTF8」、外字データは「e u d e . t t e」とし、USBメモリで個人情報と併せて記録し、受け渡しをするものとする。

※文字フォントの使用権を東広島市が所有しているため、本業務外での当該文字フォントの使用は、固く禁じる。

⑤プログラム開発

受注者は、個人情報を基に、印字するために使用する印字プログラムの設計及び開発等を行うものとし、その費用は受注者負担とする。カスタマバーコード及び保健システム用バーコードを編集し、印字できるものとすること。また、打ち出し順序は、発注者からの個人情報の記録順とするこ

と。
⑥印字作業

発注者から提供する個人情報を基に、発注者の指定する情報を指定する位置に印字するものとする。また、宛名部分に郵便で読み取り可能なカスタマバーコードを印字し、集団健診申込ハガキ部分に保健システムで読み取り可能とするバーコード（CODE 39）を印字するものとする。

⑦印字数量

項目番号	品名 (履行区分)	規格・仕様	原稿	作成枚数 (発注予定数量)
5	受診券（印字）	連続用紙データ印字	契約締結後、電子データをメールで提供する。原稿をベースに発注者と協議を行い、校正原稿を決定する。	123,000 部

※印字開始前に全件の印刷データ（受診券様式及び印字データを組み合わせて、完成の状態を表示したもの）をPDFで電子記録媒体にて提出すること。

（3）封入封かん作業

項目番号	品名 (履行区分)	規格・仕様	作成枚数 (発注予定数量)
6	封入・封かん	次の①ア～エ	123,000 通

①作業内容等

ア 発送用封筒への封入物

- (ア) 受診券
- (イ) 手引き
- (ウ) チラシ
- (エ) 個人情報保護シール

(ウ)のチラシは、発注者が用意したものを封入する。詳細は次のとおり。

規格・仕様	受け渡し部数	受け渡し日
●マットコート70K	123,000	令和6年4月25日（木）
●A4用紙1枚を三つ折りする	枚	

イ 受診券のカット処理

上記アのうち、(ア)受診券を連続帳票で処理した場合については、連続用紙を個別にカットした状態に処理すること。ただし、連続帳票又は単票のいずれを用いるかは受注者の任意とする。

ウ 受診券等の折り作業

- (ア) 受診券は、送付先が窓開き部分から確認できるように三つ折りにする。

【裁断を選択する場合の注意事項】

- ・裁断・折り作業・封入を機械的に連続した一連の工程で処理すること（裁断・折り作業、封入の工程を分け、独立した工程とは不可。）。
- ・重量又は厚み又は目視によるチェックを行い、一通ごとに混入ミスが無いことを確認すること。

- (イ) 手引きは、A3サイズ長辺を2等分に折り、さらに、三つ折りにする（見本参照）。

エ 発送用封筒への封入封かん

項目番1、2、4及びチラシの封入封かんは、送付先が窓開き部分から確認出来るように封入すること。（封入封かんに用いなかった手引き、封筒及び個人情報保護シールは、業務終了後に提出すること。また、発注者が用意したチラシの残りも返却すること。）

8 データ運搬及び成果品運搬作業

①作業内容

項目番号	作業	規格・仕様
7	個人情報データ運搬	個人情報を記憶したUSBメモリをセキュリティの保た

	(発注者→受注者)	れた方法により、受注者が作業場所まで搬送すること。
	受診券運搬 (成果品) 運搬 (受注者→発注者)	封入封かん作業済みの封筒は、郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局（郵便集配局、郵便番号の上から5桁、詳細は、別表2参照。）まで運搬すること。 送付先が、東広島市外のもの及び封入封かんに用いなかった印刷物は、東広島市健康福祉部医療保健課に納品すること。 検査・検品（以下「検査」という。）に要する運搬作業を含む。 ※運搬は、セキュリティの保たれた方法により行うこと。

②成果品の受け渡し

発注者までの運搬方法については、セキュリティの保たれた方法によるものとすること。作業等で破損した個人情報印字後の受診券は、破棄せず、成果品とともに、必ず納品すること。また、破損した受診券の再印字を実施すること。

③成果品の整理

印字のない受診券は1つの束にまとめ、封入封かん作業済品は発注者が貸与した個人情報の記録順とし、郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局（郵便集配局、郵便番号の上から5桁、詳細は、別表2参照。）ごとに箱詰めするものとする。また、当該箱の側面2箇所（箱の長辺及び短辺）に箱番号（連番）及び郵便集配局を記載するものとする（タックシール等の貼付けを可とする。）。成果品の箱詰め等に要する費用（箱代等）は、受注者が負担するものとし、箱のサイズは発注者と協議し、決定するものとする。

【箱側面及び上面記載例】

箱番号 : △△△／総箱数量 （※28 フォント以上で記載すること。）
郵便集配局 : 安芸西条 （※28 フォント以上で記載すること。）
郵便番号 : 739-□□
発行連番 : ○○○○ ~ ○○○○
箱内数量 : (各箱に入っている数量)

④納品場所

封入封かん後に段ボールに詰めた封筒は、別表2の郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局（郵便集配局）内の発注者が指定する場所に、発注者の指示に従い、ダンボール1箱ごとに決められた位置に配置すること。郵便番号上5ヶタごとに郵便集配局が分かれているので、注意すること。※送付先が、東広島市外のもの及び封入封かんに用いなかった印刷物（印字の無い受診券様式、手引き、封筒及び個人情報保護シール）は、東広島市健康福祉部医療保健課に納品すること。

【注意事項】

- ◆ ダンボール箱の大きさは、全て統一し、中身の重量を均一にすること。仮に、箱に少量しか入っていないくとも、隙間に緩衝材などを入れて動かないように整え、ダンボール箱の底には台紙等を敷き、隙間に帳票が入り込むことのないようにすること。
- ◆ 納入に当たっては、郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局（郵便集配局）別表2）内の発注者が指定する場所に、発注者の指示に従い、ダンボール1箱ごとに決められた位置に配置するまでを作業範囲とする。印字に用いなかった残余帳票分は、東広島市健康福祉部医療保健課に印字のない帳票として提出すること。
- ◆ ダンボール箱の内法の深さは、封筒を立てて納められる程度とすること。
- ◆ 納品時は、箱数等数量確認及び封筒と内容物との整合等についてサンプル調査を行うので、業務実施責任者又はその指示を受けた者が立ち会うこと。
- ◆ 上記確認及び調査とは別に、受注者が委託業務完了通知書を提出した後に、発注者による業務完了検査を行い、これを最終の確認とする。
- ◆ 納品の7開庁日前までに、各集配局ごとの通数及びダンボール（箱番号（連番））ごとに入っている通数をメールで報告（様式は、別途指定する。）し、発注者の承認を得ること。
- ◆ 配送に係る費用は受注者の負担とするが、郵便料金は発注者が負担する。

9 環境構築作業

①データ印字設定等作業

項目番	項目	規格・仕様
8	作業打ち合わせ	印字テスト及び本番作業に係るスケジュール等、詳細な打ち合

		わせを実施する。 作業打ち合わせに係る発注者・受注者それぞれの費用は、各者で負担すること。
9	個人情報印字テスト作業	ダミーで作成した個人情報を基に、印字テストを実施する。印字テストしたもののかスタマバーコード読み取りテスト及び保健システム用バーコード読み取りテストを、発注者の検証が完了するまで実施するものとする。 印字テスト作業に要する運搬費等は、受注者の負担とする。 なお、ダミーで作成した印刷データ（受診券様式及び印字データを組み合わせて、完成の状態を表示したもの）は、作成後、速やかに、PDFで電子記録媒体にて提出すること。
10	機器設定作業	受注者の印刷機等の設定作業及び個人情報を基に、印字する印字プログラム開発作業を実施する。
11	印刷物等保管及び在庫管理	受診券等様式を保管及び在庫管理をし、不足が生じることが予想される場合は、速やかに報告し、対応を協議すること。 また、業務完了時には、在庫物品を全て発注者へ納品すること。

10 作業テスト等

受注者は、次に掲げるテストを行うためのテスト品を納品し、発注者の検査を受けなければならぬ。また、発注者は、テスト品の納品があった場合には、遅滞なく検査を行い、その結果を受注者に通知する。

なお、受注者は、これらのテストについて発注者の検査に合格した後でなければ、本番処理を行うことができない。

契約期間中に、プリンタ、用紙又はバーコード生成ソフトのいずれかを変更する場合は、その都度、テストを行うものとする。

ア 印刷及びミシン目テスト

受注者は、仕様書等に基づき、受診券等を作成するための印刷及びミシン目加工を行い、納品し、発注者の検査を受けなければならない。

イ 料金受取人払郵便物用カスタマバーコード読み取りテスト

受注者は、バーコードの読み取りテストのため、前項に記した印刷及びミシン目テストと同時に、バーコードテスト用に、はがき表面部分を10枚提出するものとする。テストは、合格するまで繰り返し行う。

ウ 個人情報等印字テスト

受注者は、発注者から提供を受けた印字テスト用データ（ダミーデータ10人分程度）により受診券（連続用紙）へのテスト印字を行い、カット処理後、納品し、発注者の検査を受けなければならない。なお、印字テスト用データは、令和6年2月8日（木）までに受注者が用意したUSBメモリに記録して受け渡す。

エ 区内特別郵便用バーコード及び保健システム用バーコード読み取りテスト

受注者は、バーコードの読み取りテストのため、バーコードを印字し、前項に記した個人情報等印字テストと同時に、バーコードテスト用に受診券様式を10枚納品し、発注者の検査を受けなければならない。テストは合格するまで繰り返し行う。

オ 封入封かん等のテスト

受注者は、発注者から提供を受けた印字テスト用データを基に、印字した受診券等により封入封かん等業務のテストを行い、納品し、発注者の検査を受けなければならない。

※テスト作業に要する運搬費等は、受注者の負担とする。

※成果物の作成部数には、テストプリント等に使用するものは含まないものとする。

11 電子データ受渡日

受診券様式作成用原稿及び手引きの原稿の受渡日：契約締結日の翌日

受診券テスト用印字データ（ダミーデータ）：令和6年2月8日（木）

受診券印字用個人情報データ：令和6年4月18日（木）

12 成果品納品期限

令和6年5月15日（水）

災害その他の事情により、成果品の納品が遅延する場合は、発注者へ早急に連絡すること。
また、成果品の事前納品分として、受診券（カット済み）500枚、封筒500枚、手引き500セットを令和6年4月25日（木）までに納品すること。

1.3 納品時の添付資料等

成果品と別紙2「納品書」とともに、データを納入する。

1.4 単価契約及び発注予定数量

- (1) 本業務は、「7 業務詳細」における各作業項目を履行区分とし、対応する契約単価を定め、その他経費を数量1式の単価とする単価契約とする。業務全体の履行区分、契約単価及び発注予定数量を別表1のとおり定める。
- (2) 発注予定数量には、変動がある。ただし、別表1に定める各履行区分の発注予定数量を上限とし、減ずる場合の減少数は上限数の2割とする。この下限を下回るときは、発注者と受注者が委託料（単価を含む。）について協議を行い、必要があると認めるとときは、変更契約の締結を行うものとする。

1.5 委託料の支払

- (1) 本業務の委託料は、業務完了後の一括払とする。
- (2) 当該業務に係る委託料の計算方法は、別表1に示す履行区分の明細ごとの単価に、履行数量を乗じて計算した額とする。なお、履行数量の確定は業務完了検査により行うので、業務完了後に受注者が提出する委託業務完了通知書において履行区分の明細ごとに履行数量を記載するとともに、請求内訳に履行区分の明細ごとに履行数量を記載すること。

ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

別表1に示す履行区分の明細ごとの単価に、それぞれ当該履行区分における履行数量を乗じて計算した額を合計した額に、当該合計額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額。なお、計算過程における履行区分ごとの合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数処理は行わないものとする。

イ 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

別表1に示す履行区分の明細ごとの単価に、それぞれ当該履行区分における履行数量を乗じて計算した額を合計した額。なお、計算過程における履行区分ごとの合計金額に1円単位未満の端数があるときは、その端数処理は行わないものとする。

※請求できるものは、成果品として納品し検査合格したもの（作業等で破損した個人情報印字後の受診券は請求対象外。）とする（検査方法：発注者の指示するところにより、成果品の一部もしくは全部を箱詰めし、発注者の指定する場所まで運搬し、検査を受けることとする。）。

1.6 監督

発注者は、契約期間中必要と認めた場合は、常時受注者に対して、本業務の履行状況について報告を求め、又は履行場所で検査若しくは指示等により監督することができるものとする。

1.7 守秘義務

受注者は、いかなる理由があろうとも、本業務により知り得る、又は生ずる個人情報を漏らしてはならない。具体的には、本業務の遂行上知り得た個人情報等の内容について第三者に漏らさないこと、また、本業務の履行に伴い使用する個人情報については、適切に返却・データ消去等、処置すること。

なお、履行完了後にデータ消去・廃棄証明書（別紙3）を提出し、受注者が発注者のデータを保持し続けることがないよう処置すること。

1.8 再委託の範囲

当該業務の一部を再委託できる範囲（以下「再委託」という。）は、次のとおりとする。

7 業務詳細（1）受診券等様式作成作業

（3）封入封かん作業

ただし、再委託を行う場合は、あらかじめ、再委託の内容を業務実施計画書に定め、再委託承認願により発注者の承諾を得ること。また、受注者は再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、発注者に対し、全ての責任を負うものとする。

1.9 特記事項

- (1) 本業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り

扱うこと。

- (2) 封入封かん済みの受診券の運搬及び保管に当たっては、紛失・盗難等管理に十分注意すること。
- (3) 個人情報の運搬及び成果品運搬を行うに際し、方法等について発注者の承諾を得ること。
- (4) 本業務の実施において、仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、当該疑義の解消方法について事前に発注者と十分に協議し、承諾を得ること。また、協議は可能な限り早期に申し出るなど、業務に支障が生じないよう配慮すること。

20 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市健康福祉部 医療保健課

電話 082-420-0936

FAX 082-422-2416

借　用　書

東　広　島　市　長　様

年　月　日

次の物品を借り受けました。

事業所名

代表者

印

名　称	件数	備　考

納 品 書

東 広 島 市 長 様

年 月 日

次の物品を納入しました。

事業所名

代表者

印

名 称	件数

次の物品を返品します。

名 称	件数

データ消去・廃棄証明書

年　月　日

東広島市長 様

事業所名 _____

代表者名 _____

東広島市から委託されていた次の業務につきまして、東広島市へデータ等を返却し、当社で作業上保管していた当該データの全てを、次の事項を遵守した上で確実に消去したことここに証明致します。

1 業務名

令和6年度元気すこやか健診受診券等作成及び封入封かん等業務

2 遵守事項

- (1) 当社は、当該データが記録されている全てのハードディスク等の記録媒体（以下「本記録媒体」という。）について、破棄による本記録媒体の再利用若しくは確実な消去によって本記録媒体に記録されたデータの復元又は読み取りが不可能な状態になるよう必要な処理を講じた上で処理を行いました。
- (2) 当社は、本記録媒体から知り得た秘密情報（個人情報を含む。）を、第三者に開示、複製、流用、転売等を行わないものとします。
- (3) 当社は、当社の役員及び従業員に対して、本書の内容を周知徹底し、遵守させるものとします。

3 データ消去

消去日 : 年　月　日

消去方法 : _____

消去責任者 : _____

(契約単価)

項目番号	履行区分	数量	単位	単価	発注予定数量 (下限～上限)
1	元気すこやか健診受診券	1	枚		123,000 枚 (作成部数の増減は行わない。)
2	手引き	1	セット		123,000 セット (作成部数の増減は行わない。)
3	発送用封筒	1	枚		123,000 枚 (作成部数の増減は行わない。)
4	個人情報保護シール	1	枚		123,000 枚 (作成部数の増減は行わない。)
5	受診券 (印字)	1	部		123,000 部 (98,400～123,000 部)
6	封入・封かん	1	通		123,000 通 (98,400～123,000 通)
7～11 ほか	項目番号 7～11 に示す個人情報データ運搬、受診券等運搬、作業打ち合わせ、個人情報印字テスト作業、機器設定作業、印刷物等保管及び在庫管理ほか本業務の実施に必要な費用の全て	1	式		1 式 (変動しない)

1 単価の有効桁数は、小数第2位までとする。

2 発注者の業務委託料が発注限度額に達しない場合でも、受注者は、委託業務を履行しなければならない。

3 発注者及び受注者は、発注限度額を超えて発注又は受注してはならない。

(郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局 (郵便集配局))

郵便番号		郵便 集配局
739-	00**	安芸西条郵便局
739-	21**	高屋郵便局
739-	01**	八本松郵便局
739-	02**	
739-	25**	板城郵便局
739-	26**	黒瀬郵便局
739-	27**	
739-	23**	福富郵便局
739-	22**	河内郵便局
739-	24**	安芸津郵便局

イメージ見本

令和6年度元気すこやか健診受診券等作成及び
封入封かん等業務

項目番号 1 ~ 4

※イメージ見本を参考に、受注者と協議の上で、字体、フォント及び濃淡がユニバーサルデザインに準拠する仕様を決定します。高齢者等が利用することを考慮し、その他についても、契約金額の範囲内で次のイメージ見本よりも良い案があれば、受け付けます。

【項目1】 — 表面 —

「集団健診申込みハガキ」記入方法

A 電話番号を記入

日中つながりやすい連絡先を記入してください。

B 問題についてチェックする

詳説版「妊娠確認・問診手帳」
「同意しない」とどちらかに☑を入れてください。記入がない場合は「同意する」とみなします。

「同意しない」の場合は健診料金が発生しない場合があります。

(元気すこやか健診の
「年次目録」) [\(ページ参照\)](#)

C 健診日・検診会場・受診項目を選ぶ

● 元気すこやか健診の手引き
3ページから健診日と会場を決め、
医師名と会場コードを記入して
ください。

[医] 健診会場の選択
健診日は「7月13日」、
会場コードは「78」を記入。

● 必要とする受診項目に○をつけて
ください。

健診受診券に、受診希望用紙が記載され
ている箇所について受診ができます。

お問い合わせ
このハガキは複数で
整理します。
記入方法を確認し、
記入してください。

集団健診申込みハガキ
(赤い枠内を記入してください)

住所 _____
郵便番号 _____

受診日 _____
誕生日 _____
性別 _____

元気すこやか健診料金に係る課税状況や生活保護受給状況等の確認に 同意する 同意しない

■集団健診希望会場・希望項目記入欄

健診日	会場コード	新規会場登録 特定会場登録	基本健診	□ 口 肝炎	□ 脾がん	□ 骨	□ 大腸がん	□ 子宮頸 がん	□ 日 乳がん
月 日	＊＊								

※希望する会場番号と健診日を記入し、受診項目に○をつけてください。

市民ポータルサイトを活用し、電子申込みできます!

QRコードを読み込んでお申込みください。

※市外の場合は申込手順が異なります。

健診当日は、必ずこのページの受診券と保険証をご持参ください。
★ は該診券がご持参いただく場合に限ります。★

<p>(住所) 〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 (氏名) 東広島 太郎 様 (区内特別郵便ハガード)</p>	<p>令和4年度 東広島市 元気すこやか健診 元気すこやか健診 受 診 券 (集団健診・医療機関共通)</p>																						
																							
<p>対象者抽出日 令和4年4月1日 ★ 開業医・家族健診、被爆者健診等で受ける機会がある人は、そちらを利用してください。 (被爆で受けない)項目については、元気すこやか健診をご利用ください。</p>																							
有効期限: 令和5年1月31日まで有効																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; background-color: #e6f2ff;"> 1 </td> <td style="width: 85%; text-align: center; background-color: #e6f2ff;"> 東広島市 40歳・50歳・60歳・70歳 節目癌前疾患検診受診券 医療機関 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding-top: 5px;"> <small>受診券番号 生年月日 年度末年齢 住所 谷町4年度</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding-top: 10px;">  東広島市・予宮癌がん検診・受診券 この受診券は使用できません。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding-top: 10px;">  東広島市・乳がん検診・受診券 集団健診の申込みが可能です。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding-top: 10px;">  東広島市・B型C型肝炎ウイルス検査・受診券 <small>対象者: 9時以降に胆汁を放つ女性、中高年、既治療歴中でない人。</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding-top: 10px;">  東広島市・基本健診・後期高齢等・受診券 この受診券は使用できません。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding-top: 10px;">  【基本健診・特定健診受診の際の注意事項】 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>①受診の際は、この受診券と保険証をご持参ください。 ②年次度途中で他の健診併用に加入された場合は、特定健診の受診券は利用できません。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>③東広島市民健康保険に加入している人で、今年度7回以上を超過し、在院中後期高齢等健診受診枠に記入された場合は、特定期間健診券を受取った健診の受診券ができます。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding-top: 10px;"> 【情報提供受診券の際の注意事項】 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>①情報提供受診券の有効期限は、令和5年3月31日までです。 ②東広島市民健康保険で記入したことでできる医療機関でのみ利用可能となります。 ③情報提供の内容は、基本項目と追加項目(血崩検査、血清クレアチニン検査)です。</p> </td> </tr> </table>		1	東広島市 40歳・50歳・60歳・70歳 節目癌前疾患検診受診券 医療機関	<small>受診券番号 生年月日 年度末年齢 住所 谷町4年度</small>		 東広島市・予宮癌がん検診・受診券 この受診券は使用できません。		 東広島市・乳がん検診・受診券 集団健診の申込みが可能です。		 東広島市・B型C型肝炎ウイルス検査・受診券 <small>対象者: 9時以降に胆汁を放つ女性、中高年、既治療歴中でない人。</small>		 東広島市・基本健診・後期高齢等・受診券 この受診券は使用できません。		 【基本健診・特定健診受診の際の注意事項】		<p>①受診の際は、この受診券と保険証をご持参ください。 ②年次度途中で他の健診併用に加入された場合は、特定健診の受診券は利用できません。</p>		<p>③東広島市民健康保険に加入している人で、今年度7回以上を超過し、在院中後期高齢等健診受診枠に記入された場合は、特定期間健診券を受取った健診の受診券ができます。</p>		【情報提供受診券の際の注意事項】		<p>①情報提供受診券の有効期限は、令和5年3月31日までです。 ②東広島市民健康保険で記入したことでできる医療機関でのみ利用可能となります。 ③情報提供の内容は、基本項目と追加項目(血崩検査、血清クレアチニン検査)です。</p>	
1	東広島市 40歳・50歳・60歳・70歳 節目癌前疾患検診受診券 医療機関																						
<small>受診券番号 生年月日 年度末年齢 住所 谷町4年度</small>																							
 東広島市・予宮癌がん検診・受診券 この受診券は使用できません。																							
 東広島市・乳がん検診・受診券 集団健診の申込みが可能です。																							
 東広島市・B型C型肝炎ウイルス検査・受診券 <small>対象者: 9時以降に胆汁を放つ女性、中高年、既治療歴中でない人。</small>																							
 東広島市・基本健診・後期高齢等・受診券 この受診券は使用できません。																							
 【基本健診・特定健診受診の際の注意事項】																							
<p>①受診の際は、この受診券と保険証をご持参ください。 ②年次度途中で他の健診併用に加入された場合は、特定健診の受診券は利用できません。</p>																							
<p>③東広島市民健康保険に加入している人で、今年度7回以上を超過し、在院中後期高齢等健診受診枠に記入された場合は、特定期間健診券を受取った健診の受診券ができます。</p>																							
【情報提供受診券の際の注意事項】																							
<p>①情報提供受診券の有効期限は、令和5年3月31日までです。 ②東広島市民健康保険で記入したことでできる医療機関でのみ利用可能となります。 ③情報提供の内容は、基本項目と追加項目(血崩検査、血清クレアチニン検査)です。</p>																							
																							

— 裏面 —

元気すこやか健診に関する問い合わせ先		[時間] 8:30～17:15 (土・日・祝日もしくはお気軽にお問い合わせください。
健康福祉部 医療保健課 TEL : (082)420-0936 FAX : (082)422-2416		
黒瀬 支所 TEL : (082)3182-0220 豊農 支所 TEL : (082)4132-2563 河内 支所 TEL : (082)437-1109 安芸津支所 TEL : (084)6145-2065 ※福島支所、八本松、志和、高麗出張所は、申込み受付のみ行います。		
		
令和4年度 東広島市 元気すこやか健診受診券 (裏面)		
東広島市 胃がん検診 自己負担金 (リバウス検査) (癌の判断で胃カメラ検査) 医療機関 2,600円 4,000円 集団健診 1,500円	東広島市 膽石症検査 自己負担金 医療機関 800円 指定歯科医院 800円	※40歳、50歳、60歳、70歳の人のみ ※70歳の人は無料
東広島市 肺がん検診 自己負担金 医療機関 600円 900円 集団健診 200円 600円	東広島市 子宮頸がん検診 自己負担金 医療機関 1,000円 集団健診 500円	※70歳以上の人には無料
東広島市 大腸がん検診 自己負担金 医療機関 700円 集団健診 400円	東広島市 乳がん検診 自己負担金 医療機関 1,500円 集団健診 1,000円	※70歳以上の人には無料
※70歳以上の人には無料		
東広島市 前立腺がん検診 自己負担金 医療機関 1,900円 集団健診 1,100円	東広島市 B型C型肝炎ウイルス検診 自己負担金 (単検実施) (他の血液検査と同時に実施) 医療機関 1,700円 1,100円 集団健診 700円	※70歳以上及び40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳の人は無料
東広島市 特定健診 自己負担金 ※無料 (支給料りより200円免除) 施設名: 【笠山川行動研究会】 0343990203 健診内容 ●本邦癌登録 ●肝臓疾患 (鏡視・心電図・眼底・血清クリアニン・尿検) ●認知症 (血清蛋白・心電図・クリアニン・検査、血清尿酸、貧血) ※ 今年度等の結果を基準に、医師が必要と判断した場合に実施	東広島市 基本健診 (後期高齢者等) 自己負担金 ※無料	
特定健診結果の取扱いについて		
<p>●特定健診検査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、医療機関等において保存し、必要に応じ健康指導等に活用しますので、ご了承のうえ、受診願います。</p> <p>●健診結果は、決済処理(保険(保険会員))で反映されることがあります。他、国への結果届出報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承のうえ、受診願いまます。</p>		

【項目2】

**令和5年度 東広島市
元気すこやか健診の手引き**

生活習慣病予防、がんの早期発見・早期治療につなげるため健診を受けましょう

健診の受け方

1 受診方法を決める

2 予約申込みする ※申込ともって受付となります。

各会場の締切日必着！ 健診会場・健診項目を決める

ハガキで申込み Webで申込み 同封の別紙案 内手順に沿って申し込む。

受診券に添付している申込みハガキに必要事項を記入してポストへ投函する（FAXは窓口での申込み可）

健診日の1週間から10日前までに受診券等（緑色の封筒）が集団健診委託医療機関（〇〇〇〇〇〇）から届きます。

3 受診する

○要治療、要精密検査になった場合は、早めに医療機関を受診してください。
○結果に応じて、保健師や健康管理士が訪問で保健指導を実施します。

＜元気すこやか健診の申込み・問い合わせ先＞
健康福祉部 医療保健課
TEL(082)420-0936 FAX(082)422-2416
メールアドレス：hgh200936@city.higashihiroshima.lg.jp
■黒瀬支所 TEL(082)82-0220 ■豊栄支所 TEL(082)432-2563
■河内支所 TEL(082)437-1109 ■安芸津支所 TEL(0846)45-2065
※福富支所、八本松・志和・高屋出張所は、申込み受付のみを行います。

健診の料金・種類

年齢の見方 対象者の年齢は令和6年3月31日時点の年齢で判定します。ご注意ください。

70歳未満でも健診費用が無料になる場合があります。
手引きP4をご確認ください。

■特定健診・基本健診

項目	対象者	自己負担金		検診方法
		集団健診	医療機関健診	
特定健診	東広島市民健康保険加入者（40～74歳） □令和4年まで継続して加入	無料		問診・診察 身体・腹部検査 (検査料金は40～74歳のみ) 血圧測定・尿検査 血液検査 (血糖・肝機能・血中脂質・骨機能・貧血・血清尿酸)
	東広島市民健康保険年度途中加入者（40～74歳） □令和4年4月2日以降に加入 後期高齢者医療制度加入者	3,990円	実施なし	対象者には
基本健診	39歳以下の人 生活保護世帯等 医療保険未加入者（40歳以上）	2,000円	2,000円	2,300円
	肝炎ウイルス検査・がん検査	70歳以上は無料（前立腺がんを除く）		

肝炎ウイルス検査・がん検査

項目	対象者	自己負担金		検診方法
		集団健診	医療機関健診	
B型・C型肝炎ウイルス	40歳以上過去に市の健診でこの検査を受けている人、 ※現在B型・C型肝炎で治療中や経過観察中、治療後の人はこの検査は廃止しません	700円 (税別・検査料と検査費用) 1,100円	600円	血中のB型・C型肝炎ウイルスを調べる
肺がん	40歳以上 ※50歳以上で、喫煙歴600以上の人は喀痰検査を実施します	200円 ※受取者のみ喀痰検査 600円	600円 ※受取者のみ喀痰検査	肺のレントゲン撮影 65歳以上の人には結核検査も同時に実施
胃がん	40歳以上	(バリウム検査) 1,500円	(バリウム検査) 4,000円	(バリウム（造影剤）を飲んでレントゲン撮影 胃カメラ検査) 胃癌検査では、医師が認めた場合に限り胃カーメラの検査にかかる
大腸がん	40歳以上	400円	700円	2日分の便を採取し、便中の便潜血を検査
子宮頸がん	20歳以上（女性） ※現在妊娠中の人は除外	500円 500円	1,000円 実施なし	子宮頸部の細胞を採取し、がん細胞の有無を検査
乳がん	40歳以上（女性） ※現在妊娠中の人は除外	1,000円 1,000円	1,500円 実施なし	マンモグラフィ検査 (乳房X線撮影) 乳房触診はなし
前立腺がん	50歳以上（男性）	1,100円 全員有料	1,900円	血清中のPSA検査マークを測定する検査

■項目別健診検査

項目	対象者	自己負担金		検診方法
		集団健診	医療機関健診	
歯周疾患検査	40歳・50歳・60歳・70歳の都合の人	実施なし	800円	問診/現在歯・歯失歎の状況 口腔清掃状態/歯肉の状況

よくある質問

特定Q&A 紙面削除し、HP掲載へ変更
可能な質問ありますか？

特定健診が受けたい

Q1 特定健診とは、どんな健診ですか？

A1) 特定健診は、生活習慣病のリスクをチェックする健診です。
血液検査で心臓病や糖尿病などの重大疾患のリスクを調べることができます。
健診結果から生活習慣病の発生リスクが高い人は、専門家によるサポートやアドバイス（特定保健指導）を無料で受けることができます。

Q2) 社会保険等に加入している場合（被扶養者に限る）、特定健診を市の集団健診で受けられますか？

A2) 特定健診を市の集団健診で受診できるかどうかを、ご加入の健康保険や職場にお問い合わせください。市集団健診会場で受診できる場合は、希望健診日を決めたうえで次の集団健診委託医療機関へ電話でお申込みください。
<申込先> 〇〇〇〇〇〇 TEL(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

Q3) 病気の治療中のため、定期的に医療機関を受診しますが、特定健診を受ける必要がありますか？

A3) 病気の治療中の人も特定健診の対象者ですが、東広島市内の特定健診実施医療機関（4、5ページ参照）で治療中の場合は、治療に関する情報のうち、特定健診に該当する項目の情報を市に提供し、特定健診の受診に代えることができます。情報提供ができるかどうかは、現在治療を受けている医療機関にご相談ください。

Q4) 国民健康保険に入っているが、職場で健診を受けた場合も特定健診を受ける必要がありますか？また、自費で人間ドックを受けた場合も健診を受ける必要がありますか？

A4) すでに職場で健診を受診したり、自費で人間ドックを受診した人は、改めて特定健診を受診する必要はありません。健診結果を市に提供いただきますと、生活習慣病の発生リスクが高いと判断される場合、専門家によるサポートやアドバイス（特定保健指導）を無料で受けることができます。

基本健診が受けたい

Q1) 基本健診を受けるにはどうしたらよいですか？

A1) ① 30歳以下の場合
ご加入の医療保険に関係なく集団健診に限り受診できます。
受診券を送付しますので、医療保健課へお問合せください。
② 生活保護受給者の場合
同封の基本健診受診券が利用できるよう受診券を差し替える必要があります。
医療保健課又は各支所で申請してください。

HPのQ&A
掲載QRコード

健診料金の免除を受けたい

Q1) 健診料金は免除はどうしたら受けられますか？

A1) 市県民公課税世帯や生活保護世帯等に属する人は、健診料金が無料です（前立腺がん検査を除く）。
○集団健診
申込みハガキ又はオンラインで、課税状況の確認に同意をしてください。
各世帯の市県民課税状況等を確認した後、対象者には、受診票等に【健診料金無証明書】を同封します。
○医療機関健診
健診受診の前に、【健診料金無証明書】の申請をしてください。
●申請時に必要なもの：本人確認書類（マイナンバーカード、保険証、運転免許証等）又は、
元気すこやか健診受診券
●申請窓口：医療保健課 又は 各支所・出張所（福富支所及び各出張所は申請のみ）
※集団健診・医療機関健診とともに、輸入等により課税状況の確認ができない場合は、令和5年度（令和4年分）市県民課税台帳記載事項證明書（世帯全体）を持参してください。不明な点は、医療保健課までお問い合わせください。

その他

Q1) 元気すこやか健診を受けたら、元気輝きポイントは付与されますか？

A1) 令和5年度の元気輝きポイント手帳の該当ページに受診日をご記入していただくことで、手帳回収後に市で受診状況を確認し正式にポイントを付与します。

Q2) 子宮頸がんのワクチンを受けたので、子宮頸がん検査を受けなくてもいいですか？

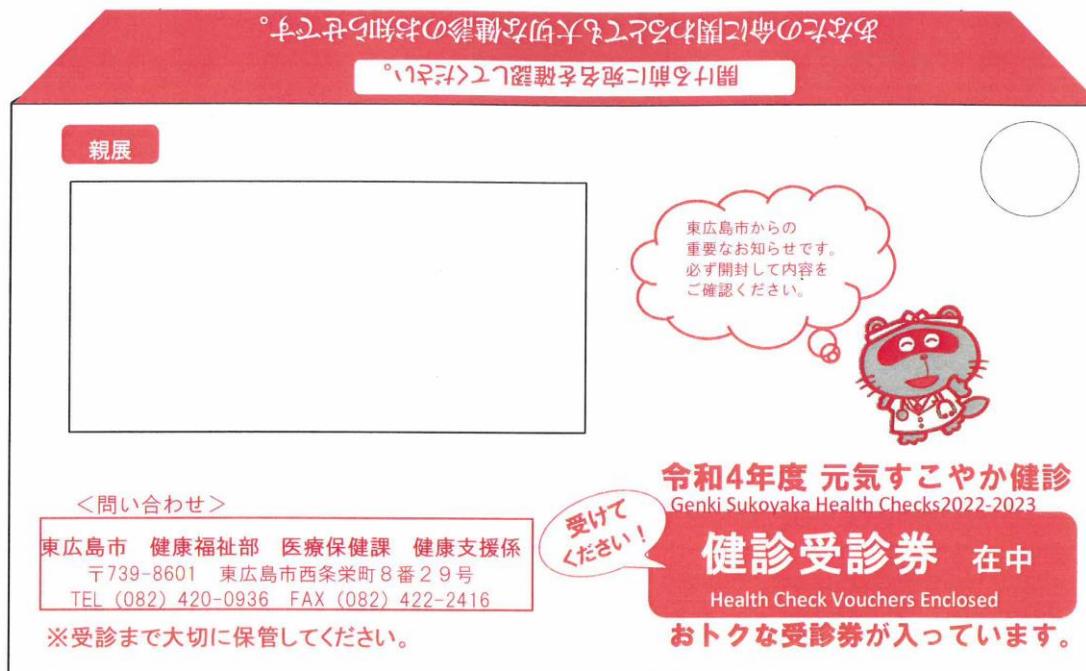
A2) ワクチンは全ての高リスク型HPV感染は予防できないため、子宮頸がん検査も受診し、子宮頸がんに対する予防効果を高めることが大切です。また、ワクチンを受けていない場合も、がん検査を定期的に受けることで、早期のがんを発見し、治療することができます。

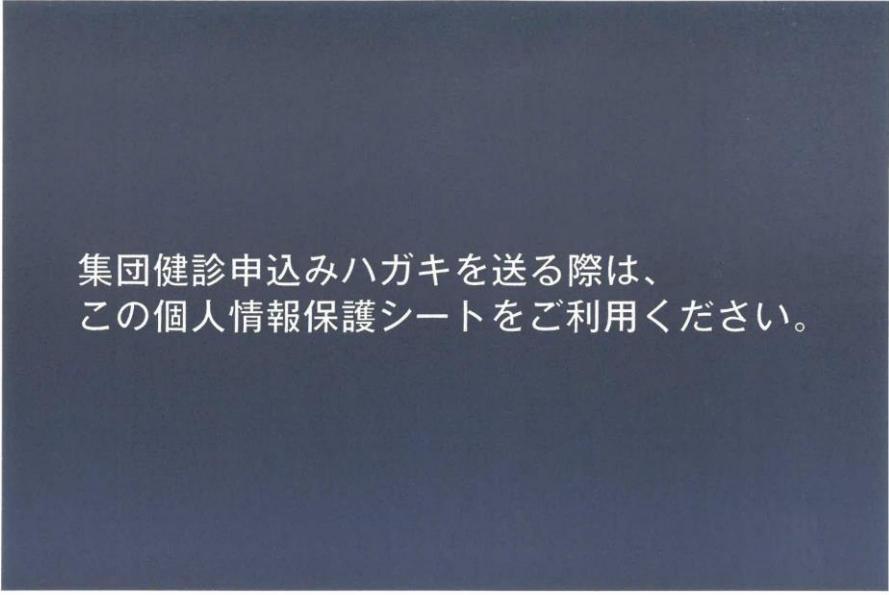
注意事項等

○身体の状態により、受けられない場合もあります。健診実施医療機関でご相談ください。
○体調不良を感じた時は、健診や健診結果を得たらず、早めに医療機関を受診しましょう。
○妊娠中は、流産等の危険を避けるため、妊婦健診を利用しましょう。
○入院中、施設入所の人は元気すこやか健診の対象とならない場合があります。

※同じ健診項目を集団健診・医療機関健診で重複受診しないようお気を付けてください。
元気すこやか健診受診券は、年度中に1度だけ利用できます。重複して受診されると、全額自己負担していただきます。
※令和5年4月1日の情報をもとに対象者を抽出しています。該当とならない人に行き違いで届いた場合は、ご了承ください。

【項目3】





集団健診申込みハガキを送る際は、
この個人情報保護シートをご利用ください。